

平成26年 5 月臨時会 総務文教常任委員会記録

平成26年 5 月19日（月）

場所：鳥栖市議会 第1委員会室

目 次

平成26年 5 月19日（月） 5 頁

平成26年 5 月臨時会審査日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	5 月 19 日 (月)	開 会 日程決定 議案審査 議案甲第 7 号～議案甲第 9 号 〔説明、質疑、総括、採決〕 閉 会

5月臨時会付託事件

1 市長提出議案

[平成26年5月19日付託]

- | | | |
|--------|--------------------|------|
| 議案甲第7号 | 工事請負契約の変更について | [可決] |
| 議案甲第8号 | 工事請負契約の変更について | [可決] |
| 議案甲第9号 | 財産（厨房機器）の取得の変更について | [可決] |

[平成26年5月19日委員会議決]

平成 26 年 5 月 19 日 (月)

1 出席委員氏名

委員 長	国松 敏昭	委員	中村 直人
副委員 長	下田 寛	〃	久保山 博幸
委員	成富 牧男	〃	柴藤 泰輔
〃	久保山 日出男		

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第19条による説明員氏名

教育 長	天野 昌明	教育総務課総務係長	豊増 裕規
教育 部長	園木 一博	教育総務課総務係主査	桑形 伸
教育 部次長	白水 隆弘		

4 議会事務局職員氏名

議事係 長 江下 剛

5 審査日程

議案審査

議案甲第7号	工事請負契約の変更について
議案甲第8号	工事請負契約の変更について
議案甲第9号	財産（厨房機器）の変更について

[説明、質疑、総括、採決]

6 傍聴者

1人

7 その他

議員傍聴 5人

小石 弘和 江副 康成 松隈 清之
西依 義規 樋口 伸一郎

午前10時11分

開会

開議

国松敏昭委員長

ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。



国松敏昭委員長

本日、傍聴の申し出があつておりますので、お知らせをします。

冒頭に委員の皆様をお願いがございます。

執行部においては9月末までエコスタイルが実施されております。当総務文教常任委員会においても、エコスタイルを実施したいと思いますので、皆様の御理解、御協力をお願いいたします。



審査日程の決定

国松敏昭委員長

本臨時会におきましては、当総務文教常任委員会に付託されております議案は3件であります。

委員会の審査日程につきましては、御手元に配付のとおり、議案を審査し、その後、総括、採決とさせていただきますと思いますので、御了承のほどお願い申し上げます。

また、3議案については一括して説明をいただき、質疑も一括してお受けしたいと思っておりますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。

それでは、議案甲第7号……はい。

成富牧男委員

日程の中に現地視察を入れられないかということですね。特に第7号議案関連で調べる必要があると私自身は思ってます。

きょうのきょう私も言ってますので、どうしても無理であれば、それにかわる書類、何らかの形のペーパーで説明できるような補助資料の請求をお願いしたいと思います。

以上です。

国松敏昭委員長

今、成富議員から現地視察、それにかわるまた資料等という今要請ありましたが、事前にこれは交渉いたしまして、現地視察においては、事前の諸準備が必要でございますので、これは本日はできないということと、資料については後ほどそれにかわるのがあれば出していただくと。こういうことで御了解ください。

成富牧男委員

はい、了解です。

oo

教育委員会教育部

議案甲第7号 工事請負契約の変更について

議案甲第8号 工事請負契約の変更について

議案甲第9号 財産（厨房機器）の取得の変更について

国松敏昭委員長

それでは、議案甲第7号 工事請負契約の変更について、議案甲第8号 工事請負契約の変更について及び議案甲第9号 財産（厨房機器）の取得の変更について、以上3議案を一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

園木一博教育部長

おはようございます。委員会の議案審査に入ります前に一言御挨拶申し上げます。

本日御審議を賜ります議案甲第7号から議案甲第9号までの3議案につきましては、鳥栖市学校給食センター新築工事に伴う工事請負契約の変更及び財産（厨房機器）の取得の変更でございます。

今回の変更契約につきましては、より安全かつ効率的、安定的な給食センターの稼働を前提に設計変更を行い、工事等の内容を一部変更することに伴い、契約金額を変更したいため、御審議をお願いするものでございます。

本年9月運用開始を目指しております鳥栖市学校給食センター新築工事についての変更内容含め進捗状況等を考慮いたしますと、6月市議会定例会の上程では機会を逸するため、今臨時会において御審議をお願いすることといたしました。

また、変更内容等の精査に時間を要したため、3月定例会において一定の御報告ができなかったことにつきましては、まことに申しわけないことと考えておりまして、この場をお借りいたしましておわび申し上げたいと思います。

今回の変更契約につきましては、5月7日に仮契約を締結いたしましたところでございます。

内容につきましては、担当課長より説明させていただきますので、どうぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

それでは引き続き、議案甲第7号から議案甲第9号までの御説明をさせていただきます。

なお御手元にA4横長の資料を配付させていただいておりますので、御確認いただきました上で、その資料に沿いまして、内容それから金額の御説明をさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

それではペーパー1枚めくっていただきまして、工事請負契約及び財産（厨房機器）の取得の変更内訳表という資料で御説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

まず、提案をいたしております鳥栖市給食センター新築工事の建築工事にかかわります変更でございますけれども、変更前の額が5億8,205万400円、変更後の額が6億791万9,640円、差額が2,586万9,240円でございます。

この内訳及び内容といたしましては、昨秋、昨年夏の終わりから秋口にかけて全国的に問題になりました、食中毒対策といたしましての衛生管理の強化といたしまして、外壁、内壁、建具の材質、塗装の材質の見直しを行うものでございます。

具体的には、外壁につきましては、従来計画をいたしておりました複層塗材の仕上げによります塗装に加えまして、光触媒塗装を施してまいるものでございます。これにつきます追加額につきましては、772万4,195円でございます。

また内壁につきましては、ケイ酸カルシウム板に艶あり塗装という従来の変更前の仕様でございますが、これを調理エリアにつきましては、化粧ケイ酸カルシウム板、調理エリア外につきましてはケイ酸カルシウム板にNAD塗装を施すものでございます。これにつきます追加価格につきましては、817万9,954円でございます。

建具につきましては、スチール製の枠に塗装という仕様でございましたが、これをステンレス製の枠に変更をさせていただきます。これにつきます、追加額につきましては、996万5,091円でございます。

続きまして、同じく新築工事の機械設備工事の変更につきまして御説明を申し上げます。

変更の理由といたしましては、受水施設の水量の確保及び給湯設備の機能強化ということ

をお願いをするものでございます。変更前の額が3億860万2,680円、変更後の額が3億1,718万40円でございます。変更差額が857万7,360円でございます。

具体的に説明を申し上げますと、受水槽につきましては、変更前の従来の水量31トンによるものを、37トンへ増量させていただくというものでございます。

この6トンの容量増によりまして、不慮の断水事故等に遭遇した場合でも、その日の朝37トンございますれば、その日の給食はつくって配送ができるという水量でございますので、これに基づきまして増量させていただくものでございます。増加額といたしまして223万2,768円でございます。

続きまして、給湯設備でございますが、従来のガス蒸気ボイラー、1時間当たり500キロの能力を有しておりましたが、これを同じくガス蒸気ボイラーを1時間当たり1,000キロのボイラーに変更させていただくものでございます。

あわせて、ペーパーライザーとしておりますけれども、強制気化装置、LPガスの強制気化装置でございますが、これを付加させていただきまして、それぞれガス蒸気ボイラーの増加額307万4,874円、強制気化装置つきまして326万9,718円の増額をお願いするものでございます。

続きまして一番下でございますけれども、学校給食センター厨房機器一式の購入事業でございますが、これにつきましては、理由といたしまして米飯設備の機能強化といたしまして、現在週に3回の米飯給食を提供をいたしておるところでございますが、週4回以上、最終的には毎日の米飯給食にも耐えられるだけの容量に変更させていただきたいというものでございます。

変更前の額といたしましては、2億454万円であったものが2億852万5,200円、増加額といたしまして398万5,200円の増加額でございます。

具体的には1時間に30釜の炊飯能力を有します炊飯設備を、1時間に40釜とさせていただきまして、炊飯の時間の短縮等図らせていただきたいというものでございます。

全部の合計といたしまして、変更前の額が10億9,519万3,080円、変更後の額が11億3,362万4,880円、総増加額が3,843万1,800円という御提案でございます。

以上、資料に沿いまして御説明を申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

国松敏昭委員長

執行部の説明が終わりました。

これより一括質疑を行いたいと思います。

久保山日出男委員

まず、外装関係で申されましたように、夏場のうちから決まっている段階で、なぜこの時期に及んでの増額、変更をされたのか。

それと、受水槽につきましては、断水関係でのことということでおっしゃってますけれども、これは恐らく、断水して給食が中止になっても1日間だけですぐ修理ができるのか。だったら何もふやす必要ないんじゃないかという気がしないでもありません。

それから、米飯給食につきましては30釜につきましても、やはり、なぜ早目に、これだけの規模の金額、10釜ふえても理想的な金額はふえてないので、さほど注文をするわけでもないかもしれませんが、やはり今後の少子化のことも含めて考えられたのか、以上3点でお聞きしたいと思います

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

久保山委員の御質問にお答えいたします。

まず外壁につきまして、なぜこの時期になる変更なのかということにつきましてですが、先ほど冒頭に担当部長より御説明を申し上げましたように、この変更につきましては、今年に入りましてから変更内容等確定を、確立をさせていただきまして、種々内容につきまして精査をいたしまして、変更の金額等詰めさせていただいてきたところでございますけれども、3月の定例会には、皆様方にお示しすることができず、この機会になりましたということでございます。

また、内容につきましては、学校施設につきまして、昨年秋口からのノロウイルスの対策というものを含めまして、現在食中毒原因物質が給食室内へ混入することを極力避けたいという理由によるものでございます。

この光触媒につきましては、簡単に申し上げますと、塗装を施しますと自浄作用が働きまして、光が当たって雨で洗うといったような状況でございますけれども、そういったことで外壁に付着します汚染物質などが自分で自動的に雨によって流れていくということで、それからの室内への侵入を防ぐことができるというものでございます。

こういうものでございますので、できる限り汚染物質を、食中毒物質を給食室内へ混入することを防ぐという観点からお願いするものでございます。

それから、もう一つでございますけれども、受水槽の関係でございますが、これにつきましては、すぐに回復するかといったような御質問でございますが、今のところこの増量によりまして、御指摘のとおりその日の給食を提供することはできますが、このまま回復しないということであれば、その返ってきた物の、例えば食器の洗浄であったりするものは困難となる可能性が考えられます。

まず基本的には通常の間故障ということが考えますけれども、まず最優先的にそのあたりの修復を担当課によりまして、図っていただくというのが第一義的な対応かと考えます。

その後の対策につきましては、また別途考えなければならぬかと思いますが、極力断水

が長引くようなことは避けるように市を挙げて取り組ませていただきたいと思いますところがございます。

また最後の米飯の30釜から40釜への変更というところがございますけれども、米飯につきましては、現在、1時間当たり30釜で約3時間程度かかりますところを、40釜にふやさせていただくことによりまして、これが2時間前後で終了することができるというものでございます。

調理時間を短縮させていただきまして、配送時間のその他ほかのものへの対応させていただきたいと考えておるわけでございます。

また、ひとつ冒頭に申し上げましたけれども、30釜から40釜への変更というものにつきましては、週に3回から4回への米飯給食の提供、それから、最終的には完全米飯給食を目指したところでの増量というところも含んでおりますので、御理解賜りますようお願いいたしまして、御説明とさせていただきます。

以上でございます。

久保山日出男委員

2項目めの中で、ノロウイルスの関係、これは先ほど、近年大きい旅館でもあったようでもありますけれども、これ当然ながらノロウイルスにつきましては、例年どおりあったわけですから、なにもここで新聞報道、いろんな面でのことで考えられたんじゃないかなと思うわけでございます。だからこのときに最初から上げとったらどうかと。じゃあ、以前のままだやノロウイルスに対応できないのかということでございます。

それと、3時間の2時間、米飯、これは3時間かけたらだめなのか。2時間でも、暖かい食事を与えるということでは、当然2時間がいいんでしょうけれども、その辺のところは当然最初から考えていなかったのか、お聞きします。

園木一博教育部長

御指摘のとおり設計前の仕様で、衛生管理上支障がないのかというような御指摘かと思えますけれども、今回お願いしておりますのは、昨年来のノロウイルスによる食中毒の発生状況と、それから、厚生労働省、年明けの洗浄、清掃、洗浄の強化の徹底等の御指摘等もあっております。

そういった面から、今回お願いするのは、改めて、鳥栖市の場合が今給食センターを建設している途中でございます。判断いたしましたのは年明けになりますけれども、そういった状況の中で、当然運用面での管理強化というのは行っていくわけでございますけれども、施設面でのさらなる強化を行いたいという判断のもと、外壁、内壁、建具について、要は抗菌性、抗カビ性、それから耐薬品性等含めて検討させてもらった中で、材質並びに塗装仕様等の変

更をさせていただきたいという御判断をさせていただきました。

結果的にこのことによって施設の維持管理面でも、安定的な運用管理ができるものという判断のもとで仕様の変更させていただいたというのが、大きな理由でございます。

それともう1点、米飯給食の、確かに30釜で炊飯は可能です。ただ、当然それに、炊飯に要する事前準備等を含めると時間を要するという現状がございます。

それと、先ほど課長のほうから御答弁申し上げましたように、従来の週3回の米飯給食を、センター稼働に合わせて3献立の週4回米飯提供という、日本型食生活への移行というのを進めていきたいという方針を正式に決定をいたしまして、その現状から見ますと、やはりどうしても5,500食全食で米飯を炊飯する日が出てくるものですから、そうなってくるとやはり炊飯に時間を要するというので、今回新たに整備するセンターにおいて、この炊飯能力をさらに強化させていただきたいという判断のもとで、今回お願いするものでございます。

以上でございます。

久保山日出男委員

それでは、やはりこれまで3回、あるいは4回、そして、完全米飯給食に持って行く中で、議会のほう、議会への連絡は何もあっていないような気がしますが、教育長、どんなでしょうか。この間におきまして。

天野昌明教育長

今言われたことに関してですけど、確かに報告はできてないというふうに認識しております。

国松敏昭委員長

はい、いいですか。

久保山日出男委員

やはり、こういう大事なことでございますので、やはり議会、あるいは委員会あたりですね、初築の気持ちで、やり方等については、物申していただきたかったと私たちは思っております。

何もまずいことじゃございません。確かに日本型給食に持っていくわけでございますから、その議論の中でまた議論があったかもしれないし、ここに来て、3回あるいは完全米飯給食ということもなりましようから、その辺ところでもまた新たな、父兄あたりからも議論があるかもしれないし、その辺も含めて、やはり議会を通していただければ、よりよい検討ができたのじゃないかと思っておりますので、今後十分注意していただきますように、お願いしておきます。

国松敏昭委員長

はい。

成富牧男委員

それでは私のほうから質問させていただきます。

最初、この議案が出た最初の印象ですけど、何で今ごろってというのがまず、さきの久保山議員もそうでしたけれども、そういうのは多分委員会、言ったら議会全体の印象やなかったかと思うんですよね。

私最初は工程表に基づく進捗状況とかも出していただこうかと思ってたんですけど、これは、ぜひ委員長にお願いしたいんですけども、委員会全体の資料として、後からでも出していただけたらと思います。

というのが、さっきの話ですよ。もうずっとスムーズに行ってるかなと思うとったら土壇場になってこういう状況。やっぱり、委員会には少なくとも、工程表というのがあるはずですから、それに基づく、実際の進捗状況、遅れとる、進んだら、まあまあ、そういうぐらいの報告は、その時々々の定例会なり、しかるべき機会で行っていただかなければならないというのを申し上げておきます。

で、ちょっと一つ一つ見てみますと、まず議案甲第7号の分ですが、さっき昨年秋口、あの外壁の話ですね。昨年秋口からノロウイルスを除去するためという説明があったと思いますが、ノロウイルスと外壁の塗装、光触媒塗装を施すというのがもう一つ結びつきません。

さっき課長の説明でも汚れを落とす自浄作用があるというのは、それなりにわかります。例えば何か、何とかカーテンじゃないけど、そこをすうっと通って行ったらノロウイルスがもう、例えば調理員さんがそこを通って行けばノロウイルスが死滅するとか、そういう効果があるわけじゃないんでしょう。

どうですか。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

光触媒の塗装につきましては、光触媒そのものが滅菌作用があるといったような効果を期待しているものではございません。

これにつきましては、外壁に付着します侵入を防ぎたいほこり等、そういったものにつきまして、自浄作用で、こちらから手を下さずに除去できるといった効果を期待するものでございます。

いわばセルフクリーニングと言いますか、そういったものの効果を期待しての施工でございます。

以上です。

成富牧男委員

今の答えは、例えばじゃあ会派代表者の説明会、説明、事前説明もちょっと受けたんですけど、何となくノロウイルスとの関連で私は考えていたんですが、この外壁についてはノロウイルスとの関係は基本的にないと、汚れを落とすと、クリーニング作用があるということではないですね。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

基本的に光触媒塗装でノロウイルスを死滅させるという効果をねらったものではないですが、先ほども申しましたように外壁からの、室内へのさまざまなものを自動的に防ぐことができるという一義的な効果を生じますものですから、今回施工させていただきまして、より、何と言いますか、洗浄作用等を期待しているところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

今の説明ではよくわかりません。

わかったのはノロウイルスを死滅させるため、もしくは繁殖を抑制というんですかね、そういうためのものではないということがわかりました。

あと内壁、建具についてもそれぞれ何のためにこういうふうに変えるのかちゅうのをもうちょっと、その機能、具材と言うんですかね、材料の効能と言いますかそういうのも含めて説明を加えていただけますか。内壁、建物。

それと、ごめんなさい、なぜこうしとったけれども、こう変えたのかっていう、具体的なそれぞれについてですね。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

では、一つ一つ御説明を申し上げます。

まず外壁につきましては、従来複層塗材という仕様になってございます。複層塗材といいますものは下地材、それから主材、上塗り材の3層で構成されます。仕上がり形状はでこぼこ状と仕上げになるものでございます。立体感が見てとれるような仕上げになるものでございます。

これのその表面にさらに光触媒塗装を施すというものでございます。光触媒塗装につきましては、食中毒の原因となります菌やその他のものを壁に吸着及び菌を壁に吸着、酸化させて菌を無害化する特性を持つものでございます。先ほど申し遅れましたが、そういった特性を持つものでございまして、外壁に付着する菌、ほこりを雨で洗い流す作用もあわせ持っておるというところでございます。

この効能につきましては、白色塗料の原料にございます酸化チタンというものが主原料で入っておりますけれども、これは紫外線に当たると活性酸素を発生させるという効果がござ

います。この活性酸素は強力な酸化力がございしますので、これの効果をもって光触媒効果というものでございます。

これはそのメーカーからの資料に基づきまして御説明をいたしました。

続きまして、内装、それから天井材のものでございますけれども、従来はケイ酸カルシウム板に艶あり塗装といったものでございます。

ケイ酸カルシウム板といいますのは、ケイ酸質原料ですね、ちょっとうまく申し上げられないんですが、こういったボードみたいなものですが、石膏ボードみたいな感じになります。そういったもので強化繊維及び石灰質原料を混合した法定不燃材というものでございます。その材料そのものも耐水性、耐衝撃性にすぐれた材料でございますが、これに艶あり塗装というものを従来施すということになっております。塗料の主成分であります油や樹脂を水に分散させたものの塗装で、健康や環境への影響を比較的少なくすると効果をねらっております。

大体、従来壁や天井等に多く用いられる水溶性の溶剤での艶あり塗装でございますが、これにかえまして、まず調理区域外につきましては、NAD塗装というものを今回変更で施させていただきます。

NAD塗装と申しますのは、塗料の主成分であります油や樹脂を有機剤に分散させております。これは先ほどの艶あり塗装ではなく、接着性が強く耐水性や塗膜の性能にすぐれて、はがれにくいという特徴を持っております。

また、調理エリア内のケイ酸カルシウム板につきましては、既に先ほど申しましたケイ酸カルシウム板に化粧を施しました化粧ケイ酸カルシウム板を施すわけでございますけれども、ケイ酸カルシウム板に平滑な表面加工を施した材料でありまして、耐水性、耐衝撃性にすぐれ、耐薬品性、抗菌性にもすぐれておるといふ材料でございます。

以上、それぞれの特性につきまして御説明をさせていただいたところでございます。

それと建具につきましては、調理エリア内につきましては、今回スチール製に塗料といった仕様から、ステンレスに変更させていただいております。

これにつきましては、先ほどのケイ酸カルシウム板と同じく耐薬品性、耐抗菌性にすぐれておる素材でございますので、先ほどから申し上げておりますように、ノロウイルス対策で用います洗浄剤、酸化洗浄剤につきましても、非常に耐力を持つ素材として、今回導入させていただいたものでございます。

以上ちょっと長くなりましたが、御説明にかえさせていただきます。

よろしく願いいたします。

成富牧男委員

もう一度確認しますが、外壁の、外壁はノロウイルス対策ではないということですよね。

そして、その他の菌、いろいろなやつを洗い流す、私はむしろ……

失礼しました、ごめんなさい。もう一度言います。

外壁についてノロウイルス対策ということではないというふうに言われたことをまず確認したいんですけど、あわせて、にもかかわらずまたそのノロウイルスの話が出てくるんですけど、ノロウイルスっていうのはどちらかというと人について来るんですよね。場合によっては本人さえ自覚しない場合もあるんですよね。

そうすると、最初に言いましたように、これが何か光触媒のシャワーか何かであればあつとするというような話やったら、何かあるのかなと思いますけれども、余りにも、どうしてこの今の時点で、この光触媒塗装を施さなければならないのかというのは今の話でも見えてきませんでした。

それから内壁のケイ酸カルシウム板に艶あり塗装と、化粧ケイ酸カルシウム板というのは、何が、能力的に何か変わってくるんですか。

それとも、化粧って見ばえの話ですかね、化粧板とかいうじゃないですか。

国松敏昭委員長

違いや。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

では、一つ一つ再度御説明を申し上げます。

まず光触媒の塗装につきましては、今学校給食施設につきましては、ノロウイルスを含めました食中毒原因物質が施設内へ混入することを極力回避に努めるということとしております。

まず給食センター内の換気につきましても、非汚染区域から汚染区域に向けて一方的に流れるようなことが望ましいというふうな指針等も含め、考えさせていただいておるところでございます。

こういった徹底した衛生管理を講じる上で、光触媒を外壁に施しまして、なるべく食中毒原因物質が施設内へ混入することを、まず施設に付着することから始める、付着することを、何て言いますかね、防ぐということから始めたいといったことがございます。

次にケイ酸カルシウム板の違いでございますけれども、化粧ケイ酸カルシウム板と申しまして、既に表面に耐水性、対衝撃性にすぐれました塗材が施されておるものがございます。

ケイ酸カルシウム板を張って、それから塗装するというものではなく、既に耐水性、対耐衝撃性すぐれた加工がされたものを、この調理エリアに導入して、失礼しました、耐水性、

耐衝撃性に加えて、耐薬品性や抗菌性にもすぐれておるといった加工を施した材料を調理室内に施工させていただくというものでございます。

以上でございます。

園木一博教育部長

補足をさせていただきますけれども、外壁、内壁含めた今回食中毒対策ということで、先ほど課長のほうからも説明させていただいておりますけれども、食中毒原因物質の施設内への混入をまず防ぎたいと。そのために、外壁として一番有効なのが光触媒塗装を施すことが有効だという判断のもとで、追加の塗装の施工をお願いしたというのが1点ございます。

それと内壁、建具につきましては、先ほど成富議員御指摘のとおり、当然、ノロウイルス等については、保菌者による感染という原因が一定、要因として非常に多いというのもございます。そのために、施設の管理上、洗浄並びには消毒等の徹底というのが指摘もなされております。

そういった面で、特に非汚染区域の調理エリア等を洗浄、並びには塩素系の消毒剤等使いまして、消毒の徹底等を行っていくといった視点から考えまして、材質等について、特に抗菌性、さらには耐薬品性に対応できる部材等に、この際変更をさせていただきたいということの視点から、今回、施設面の改修としてお願いした結果がこういった仕様にまとまったところで御理解いただきたいというふうをお願いいたします。

成富牧男委員

今回のこの、今こだわって聞いておりますのはですね、時期もさることながら、本当に必要なのかわかっていうのがありますので、聞いておりますので、委員長よろしく申し上げます。

それで、もう一度お尋ねしますが、外壁の分で、ノロウイルス以外、それだけやなくて、食中毒物質がセンター内に入って来るのを極力シャットアウトするという趣旨のこと言われたと思いますが、初歩的なことで済みませんが、これ、さっき自浄作用があると言われてましたよね。その自浄作用で死ぬんですか。菌は死ぬんですか。ノロウイルスだけやなくてほかんとも。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

光触媒による自浄作用といいますのは、光により、太陽光によりまして、付着物を浮かす、それから降雨によりましてそれが流れ落ちるということを指しますので、それそのものにおいて死滅するかどうかということにつきましては、またちょっと別の判断かと思えます。

以上でございます。

成富牧男委員

だから私は、そこは逆に死なんのであれば、例えばきょうは掃除ですよということで大掃除、外壁の掃除をしまして日にちが決まって、そのときこう落とすんだったら、逆に言うたら、中をきちっと閉め、きちっとシャットアウトして、その外からそういうのが入って来ないようにできますけど、常日ごろから雨とか何とかの自浄作用、雨とか何とかが作用すると、紫外線が作用することによって常日ごろからぼてぼてちゅうわけにはいかんでしょうけど、そういうのがずうっと、ある意味では無防備ですよ。

私は、今の説明では一つは納得いかないということと、それから内……、だからもう一度お願いします。

それから内壁の問題で言うと、私がさっき求めたのは、化粧ケイ酸カルシウム板、下の分もあり得るですけど、その調理外、調理エリア外をまたこういうふうにするのもどうしてかちゅうのをちょっとあわせてお尋ねしなければならないんですが、特に調理エリアで性能がどうなのか。

今言われたのは、これまでの、設計ちゅうかももう設計終わっとるでしょうけど、ケイ酸カルシウム板ちゅうのは張って、そのうちに艶ありの塗装を2段階で施すと、で化粧ケイ酸カルシウム板ちゅうのは最初からちゃんとあるんですよというふうに言われたと思いますけど、その化粧ちゅうのは見ばえの話ですか。それプラス手間が省けるちゅうことですか、こっちにしたほうが。

だから性能の話聞いてるんです。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

化粧ケイ酸カルシウム板につきましては、既に製品として表面加工が施された材料というものでございます。

また、通称化粧ケイ酸カルシウム板と申しますけれども、見ばえといったものではなくです、それも含めてのことだと思っておりますが、既に工場で、そういう表面加工がなされてきております。これの表面加工の材料につきましては、耐水性、耐衝撃性に加えまして耐薬品性、抗菌性にすぐれたものでございます。

先ほど部長の答弁にございましたように、塩素系の薬剤を用います清掃等がなされますので、よりそういったものにすぐれた材料として今回選択したものでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

じゃあこのケイ酸カルシウム板に艶あり塗装よりも、その化粧ケイ酸カルシウム板のほうが、薬品、薬品性、耐菌性にすぐれているというデータがあるんですか。

国松敏昭委員長

データ。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

こちらに製品サンプルの資料がございますけれども、特徴といたしまして、工場、クリーンルーム等に求められる耐汚染性、耐水性、耐久性などの機能を有しておるという特徴がございます。

高精度のコーティング技術が施されておりますので、表面皮にもすぐれておるという、サンプルでの仕様の説明となっております。

以上でございます。

成富牧男委員

今のは化粧ケイ酸カルシウム板の説明ですよ。

だから私がさっきから尋ねてるのが、ケイ酸カルシウム板に艶あり塗装よりも性能的にすぐれてると、今言われた耐菌性云々ですね、薬品性っていうのは、あるんですかというのを尋ねてるんです。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

成富議員の御質問のとおり、通常の艶あり塗装よりも、工場で施されました材料でございますので、耐水性、耐衝撃性を、耐薬品性、抗菌性をよりましておるというものでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

今の答えは、現場で塗装するよりも、工場でするほうが、やっているので、それにすぐれてるちゅうことですか。

要は比較されたんですかっていうのを逆に言うたら、別な聞き方でいうなら、きちんと性能の比較をされたんですかっていうことですね。

園木一博教育部長

先ほどの材質の化粧ケイ酸カルシウム板でございますけど、課長のほうから御説明申し上げてますとおり工場においてコーティング作業が既に施されております。表面も平らで、要はツルツルになってる、製品精度が非常に、そういう点からさらに、抗菌性、耐薬品性にすぐれているという製品で、もともとケイ酸カルシウム板に工場内でさらにコーティング加工までされた部材だということ、さらに先ほど言いました性能がすぐれているということで、特に洗浄性、消毒等強化します調理エリアについては、この部材を使用したいということで変更をお願いしたいというものでございます。

成富牧男委員

これ以上出てこないみたいなので言いませんけど、今のお答えでは結局ケイ酸カルシウム板に艶あり塗装よりも、化粧ケイ酸カルシウム板のほうがすぐれておると、比較してすぐれてるという話は出てこなかったと思います。

そして今のでもう一つわかったのは、結局カルシウム板に艶あり塗装っていうのは、こんな感じですかね。その要は、塗装というのをまた現場でやらなければならないと。変更したあとの分については、もうその、その工程が省けると。

そこだけで言えばそういうことに理解していいですか。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

ただいま成富委員から御質問ございました、その塗装手間が省けるか省けないかといった御質問につきましては、当然既に塗装が施されておるものでございますので、現場での塗装の手間はなくなるといったものでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

私流に言えば、かなり工期が厳しいんで、そういうふうに、少しでも工期を短縮するためにそういうふうにされたのかとも思ってみたくなる答弁でございました。

それで……。ちょっと一回、これで私切ります。

国松敏昭委員長

ほか、ほかのことでございますか。

柴藤泰輔委員

すいません、先ほどから出てます光触媒の塗装の件なんですけど、御説明の中では、結局太陽光に当たって、それを雨で洗い流されるっていいましたけど、雨が降らなかつたら流れ、もともとその光触媒というのは太陽、光に当たればそれでそういった作用があるんじゃないかなと思ってですね、それをお聞きたいんですけれども。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

御説明が不足しておりまして大変申しわけございませんが、塗料材の原料の中に強力な酸化力を持つ有機化合物として、強力な酸化力をもちまして、付着した有機化合物を分解して水と炭酸ガスに変えるといったものでございますので、これをもって光触媒効果と申しますので、光が当たるだけでも、有効かと思えます。

さらにこれを雨、そういったものを雨で洗い流す効果も含めて、有しておるというものでございます。

以上でございます。

柴藤泰輔委員

であれば、例えば、その、恐らく今の光触媒ってのは例えばこういう蛍光灯でも作用がある光触媒の塗装もありますんで、だったらこの室内のほうがより効果的じゃないかなと思っ
てですね、そういう。

結構光触媒を室内、例えばトイレとかに塗装してにおいを消したりとかそういう効果もあ
りますんで、もちろんその外の外壁で、外壁も必要なんでしょうけど、さらにその内装によ
ってそういった菌を減少させる効果があるんじゃないかと思うんですけどね。

いかがですか。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

ただいまの御意見でございますけれども、現在進めております計画につきましては、まず
光触媒につきましては、外部からの付着物、侵入物を極力防ぎたいといったものの効果をね
らったものとして、施工をさせていただきたいと考えておるものでございます。

また内部につきましては、先ほど来申し上げておりますように、その他の塗材で対応させ
ていただきまして、また調理エリアにつきましては、さらなる清掃の徹底、消毒の徹底を行
うために塩素系の薬剤に耐えられる、そういった塗材、それから、材料に変更させていただ
きたいという旨の今回の御提案でございますので、よろしく願いいたします。

柴藤泰輔委員

わかりました。

それと炊飯設備ですけれども、将来的には完全米飯給食って言われましたけど、例えばこ
の週3食のままだったらこの30釜まで足りるということでよろしいのでしょうか。

その30、今の設備のままで週3回だったら大丈夫ということではよろしいですかね。

国松敏昭委員長

誰。

園木一博教育部長

30釜については、時間的なものでも30釜で耐え得るということで、当初現状が週3回の米
飯給食ということで、当初設計で炊飯の設備の容量等を設計いたしておりましたものを、こ
れまでの食育の視点も含めて、一昨年の食育調査、さらには昨年の農水省の日本食プロジェ
クトでの協議等も含めて、週4回への米飯給食の充実等図っていきたいということから、運
用面で炊飯設備の能力も含めて協議を、精査する中で、やはりどうしても米飯給食、米飯の
時間的な、もう運用面での時間的なものがちょっと長くなるという判断のもと、この設備の
能力をぜひ上げさせていただきたいと。

それと、もう1点は先ほどもちょっと触れておりますけれども、将来的に完全米飯給食へ
の移行等を考慮しますと、やはり現行の能力では難しいということから、それにも耐え得る

部分として、時間40釜の能力を擁します米飯設備に、この際変更をさせていただきたいというお願いでございます。

国松敏昭委員長

いいですか。

柴藤泰輔委員

もう一回ちょっとお尋ね、もう一度御説明いただきたいんですが、このガス蒸気ボイラーが結局倍になってますよね。なぜこの倍になったかっていうの、もう一度御説明いただきたいんですけど。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

蒸気ボイラーの変更点の御説明を申し上げます。

まずガス蒸気ボイラーにつきましては、まず、洗います食器等がございますが、現在、おわん2つにお皿1つという構成で給食を提供いたしております。

これを、先ほど来申し上げましたように日本型食生活に近いもの、ひいて言えば、家庭の食事に近いものといったものに近づけるために、今回食器の見直しも行ってございまして、5種類、準備をできますように今のところなっております。

これを洗います洗浄機につきましては、規格がございますので、この洗浄機の拡大とするような能力アップを考えずに、この洗浄機に送り込みます蒸気的能力を上げて、洗浄時間その他を短縮させていただいて能力を確保したいという計画のもとでございます。

以上でございます。

柴藤泰輔委員

これ食器が5種類に見直されたのいつごろだったですかね。

園木一博教育部長

食器については、基本的には週4回の米飯給食の事実とあわせまして、日本型食生活の議論を進めてきておりました。

現状が2種3皿、茶わんが2つにお皿が1つという給食の、食器の状況でございます。

現実的に丼物とか、例えばカレーライスでも、お皿についてあふれるような状況で給食を配食している現状がございましたので、日本型食生活、特に丼物等充実図ろうする中で議論するとき、やはり深皿が必要だろうと。

それと日本食の一汁三菜で考えますとやはり食器数を今の2種3皿からふやす必要があるということで、この米飯給食の充実とあわせて食器の議論も進めてまいりまして、最終的には本年入りまして、この変更仕様を固める中で、最終的に食器の変更も、5皿にふやそうと。

結果的にそのまま影響してきますのは食器を洗浄するためのかご、それから洗浄機、こういったものの仕様が決まっていりました。

種類がふえることによって、洗浄時間が少し伸びるという状況も出てまいりまして、この洗浄時間をどうにか短縮できないかということで、蒸気ボイラーの能力を上げることによって洗浄時間を大幅に短縮することができるという仕様が出てまいりましたものですから、洗浄機の機種仕様の決定にあわせて、このボイラーの能力を上げさせていただきたいということで、今回御提案をさせていただくことになっております。

以上でございます。

柴藤泰輔委員

そしたら、その食器が3種類から5種類にふえるって、そのふえた2種類の食器って、あれはどこから確保されてるんですか。

園木一博教育部長

ふえたのは深皿と、要は丼とかにも使えるような深皿と、小皿、小さい皿、これの、要は献立メニューに応じて、トレーの中にその5種類を上手に、給食メニューによって皿を使いかえる、使い分けるといような仕様の方向で考えているところです。

柴藤泰輔委員

そしたら、当初からその5種類っていう食器はもう確保されてたわけですよ。ただ結局、5種類の中から3種類という当初の計画だったんですか。

園木一博教育部長

直接配膳する際には、一つのトレーには当然3種類のお皿が乗ります。

ただその組み合わせが例えば深皿と大皿、小皿とか、茶わん、茶わん、大皿とか、要は御飯に汁物に副菜のメニューやったら大皿というように、要は献立の内容によって使用する皿が変わると。結局マックス5種類の皿が発生するという形になります。

国松敏昭委員長

何かそれは、何ちゅうか資料、資料ちゅうかなんか、そんなんあると。(発言する者あり)
質疑があると、答弁あると思いますが、暫時休憩をいたします。

午前11時10分休憩



午前11時22分開議

国松敏昭委員長

再開をいたします。

答弁整理が残っておりますので、答弁のほうよろしくをお願いします。

園木一博教育部長

先ほど御説明しました食器につきまして、今、恐れ入りますけど、サンプルを御持参させていただいておりますけれども、今回、新たに深皿と小皿を追加させていただいて、4種5皿の仕様に換えさせていただいております。

当然献立メニューに応じた皿の使用という形になることから、洗浄する食器の種類がふえるという形になります。

以上、御説明とさせていただきます。

国松敏昭委員長

はい、よろしいですか。

はい、ほかはございますでしょうか。

久保山博幸委員

ずっとこう説明を聞いてて、これまでの経過が非常に不明なんです。

というのが基本設計、実施設計、で今あの現場管理の状態なんでしょうけど、当然基本設計の段階で、そういう洗浄のお話ですとか、どのレベルでそれに対応するためにはどういう仕様とするのか、それはその設計側のほうから、当然、じゃあそのスチール枠でいくのか、ステンレス枠じゃないと耐食性、耐久性に劣ります、そういう提案があったと思うんですね。

その提案が取り入れられなくて、スチール枠で行ったと、今の段階で再度見直してステンレスに変えようというふうに話がこう、その流れのいきさつですよ。

そのあたりが、いろんな提案のほうで設計側からあったと思うんですが、それが採用されなかった例えば理由あるとか、今この段階で、例えば建具枠が、そういう提案があったのかなかったのか、今の段階で、こういうふうな採用するというふうになったその辺の理由をですね、教えていただけないんですか。

園木一博教育部長

御指摘のございました点でございます。

基本設計、実施設計協議を進める中で、当初設計を請け負ってる設計会社のほうからの御提案としては、先ほど言った仕様も含まれたところで、当然、当初提案がなされてるのは実情でございます。

ただ精査する中で、当然、市としても、予算というのを持ち合わせておりますので、予算

の範囲内での施工ということで仕様の見直しも含めて、最終的な設計の取りまとめを行っております。

その後、現場進行管理も進める中、厨房機器等も見えてくる中、仕様あたりが、運用面も含めまして、精査をしていく中で、一つは昨年のノロウイルスを中心とする食中毒対策の強化等が全国的に話題になっている現状も踏まえたところで、さらに施設面での対策強化を行いたいということで、年明け1月に入ってからになりますけれども、最終的に仕様の再度の見直しを行ったのが現状でございます。

あわせまして機械設備、それから厨房等についても費用が見えてくる中で、やはり運用面等を考慮すると今後の安定稼働等を視野に入れますと、やはり能力追加が必要だということから、今回合わせて3点の変更をお願いしているというのが現状でございます。

以上でございます。

久保山博幸委員

ということは、例えばその受水槽ですよ、31トンが37トンに容量がアップすると。その理由としては断水等に備えてということだったんですが、それは基本設計の中でこれまで、その断水等について、そういう事態が発生した場合どうするかという検討は、されたんでしょうか。

園木一博教育部長

当初設計段階においては、当然それも視野に入れたところで、31トン容量で設計を行っておりました。

ただ先ほども、変更の中にも上げさせております、米飯設備の能力の増加、それから厨房機器の詳細の仕様が固まってくる中で、使用量が若干不足するというのが見えてまいりましたもんですから、合わせて今回受水槽についても増量をさせていただいたというのが現状でございます。

国松敏昭委員長

いいですか。

ほかございますでしょうか。

下田 寛委員

先ほどちょっと成富議員からも出ていたところなんですけれど、わかりやすく言っていたいて、外壁、内壁、建具の部分ですけど、変更前の設計を100としたら、変更後の設計が何%を増強されるのか、食中毒対策が。

何かそういったわかりやすい指標があったら説明をしやすいんですけど、いかがでしょうか。

国松敏昭委員長

今の、いいですか。

園木一博教育部長

恐れ入ります、具体的な、能力のどれだけ上がるというような数値は今持ち合わせておりません。

ただの協議を重ねていく中で、視点としては、やはり食中毒対策と、もう1点が安定稼働、要は施設の安定的な運用も含めて考えた場合、例えばその内壁等でも洗浄消毒等を強化するというので、仕様のには、基本的には今の現設計のままでもできないことはないんですけども、さらに、今の御提案させていただいている内容が、抗菌性、耐薬品性にすぐれているというようなことで、施設の今後の運用面も考えたときに、この際センターの仕様について、ここまで手を入れさせていただきたいということで、御提案をさせていただいているというのが現状でございます。

下田 寛委員

食中毒の効果はアップするという事は明白であるということなんでしょうけれども、そういった数値とかがあったら、僕らも説明をしやすいなと思ってお伺いをしました。

ちょっと追加、あとは、これ工事請負契約仮契約書ありますけれど、これ甲の7については、これ今指名停止を受けられている業者が入っておりますが、これは問題ないでしょうか。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

ただいまの御質問でございますけれども、その業者につきましては現在が指名停止という処分を受けられておるところでございますが、現契約につきましてはそれ以前に、通常の契約に基づきまして既に結ばれておるといったところでございますので、通常通りの契約とさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

下田 寛委員

事務的には問題ないというお話だと。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

事務手続的には問題発生する要素はございません。

以上でございます。

国松敏昭委員長

いいですか。

下田 寛委員

わかりました。

あと、甲の8議案なんですけれども、これ佐賀の業者が契約に入っております。これ甲9もそうなんですけれど、今、工事請負等の契約等が、佐賀県の東部地域非常に少ないと言われている中で、やはりこういった契約は、鳥栖の業者を最優先するべきではないかと思うんですけれども、そういった点についての協議というのは何かあってますでしょうか。

園木一博教育部長

この契約、昨年7月の臨時会で議決をいただきまして、契約が成立するわけですので、すけれども、この契約に関して、特に発注に関して具体的にどういった発注方法が一番適しているのかということで、議員御指摘のとおり、まずは市内業者の受注機会を確保するという前提で今の契約の諸関連の基準等と照らし合わせ中で、共同企業体発注方式が一番すぐれているということで、市内の業者さんもその競争参加できる環境が確保できるということで、共同企業体発注方式を採用させていただいたというのが経過でございます。

国松敏昭委員長

いいですか。

下田 寛委員

はい、わかりました。

あとちょっと1個なんです。米飯給食を強化するというのが、週4回にしましょうという話に決まったのいつごろなんですかね。

園木一博教育部長

この案件につきましては、当初設計変更も含めて協議する中で、米飯給食の充実という視点では、精査をしてきたつもりです。

最終的に、教育委員会内では、委員会の中では、教育委員会内部においては2月にこういった3献立の週4回の米飯を実施しようということで、最終的に決定した状況でございます。

国松敏昭委員長

いいですか。

下田 寛委員

はい、わかりました。

国松敏昭委員長

ほかございますでしょうか。

成富牧男委員

そしたらですね、さっき久保山委員からもちょっと出ていましたけど、最初申し上げました全体のいわゆる工程表と、それに基づく今のそれぞれの進捗状況ですね、詳細な進捗状況、これは当然設計管理する場合に設計屋さんも持ってあると思うんですけど、そういう資料を

ぜひ出していただきたいなと思うんですけど。

そうしないと、何かこんな感じで、二度あることは三度あって、どうも思うに、例えば、甲 8、甲 9、これなんかも全体の配送時間の問題なんかがネックになってきているような感じがするんですね。この、時間短縮とかですね。

ですから、そういう配送計画、これは 3 月議会で申しあげましたけど、委員会で申しましたけれども、この配送計画とか、それから、今、大体何がどういうところまで進んでいるのか。これはぜひ私たちに委員会の人間としては、最低しておかなければならないことだと、私は思います。この採決前に、ぜひその資料を出していただきたいなというふうに思います。

それで、合わせて私は今、甲 7 を中心に尋ねてまいりましたけれども、次の甲 8、甲 9 ですね。これはもう明らかに配送計画との絡みがあると思うんですけども、ちょっと振り返ってみますと、センターがあそこによって決まったのは平成 24 年 9 月議会ですよ。用地の取得が出てきたのが。平成 24 年 9 月。

そして、自校方式等のいろいろ、保護者からも話があつてるときに、とにかく、言うならセンターの売りは、言うなら、もう学校給食衛生管理基準をクリアしてさらに、もうその安心安全の食事を、給食を提供するんだと。それを、それこそ逆に言うと、これは平成 22 年の、基本計画の素案ができたときからの基本コンセプトだと思うんですよ。皆さん方ずっとそれ言い続けてきたわけですから。

だから当然それは、さっき久保山議員から出てましたけど、基本設計そして詳細設計の中、そういった中で、当然反映にされるべきですね。そしてそれなりの予算を確保すべきだと思うんですよ。そういうことがなされてきていない。

しかもチャンスは、例えば契約でいうと、今度の議案の説明ところにもありますように、平成 25 年の 7 月 23 日ですかね、議案が議決されたんですよ。そして厨房関係が 9 月ですね、平成 25 年の。だから、ある意味では、その間、工事関係でいうと 9 月議会、12 月議会、12 月議会は労務単価の改正で、それこそわざわざ開かなくても開くチャンス、それとあわせて、それを提案する時間はあったと思います。

そして 3 月があつて、そういう機会があつたにもかかわらず、先ほど予算の話を言われましたけれども、予算は基本的に、さっき申し上げた平成 25 年の 7 月で確定、一度確定しとるわけですから、それだけの余裕はあるちゅうのはもうその時点でわかってるはずですよ。

そういうのを考えますと、そもそもいつの、ことしの 1 月みたいな話されて、違ったらまた訂正してください、言われてますけど、それはとんでもないと。

そもそものセンターのコンセプトから言うならば、もし最初からそういう提案、さっきの

話ではしかも、最初から設計屋さんからこういう提案も含めてあったんだというふうにおっしゃったと思いますけど、そしたら7月の臨時議会で、議決された後からでもすぐ、もうその必要性認められとるわけですから、執行部も。

そして設計屋さんもこれでやってほしい、これが本当はよかたですよって言われたちゅう話やったと思いますけど、何でそれがそうできていないのか、そこんところ。そしていつ、何でその間が空白があるのかですよ。7月の23日からいうなら、1月、先ほどの話じゃそれも1月ですかね、議案甲第7号も1月ぐらいですか。そこまでの、何でそういう時間、空白があったのか。

さっきの1月ちゅう話では全然納得できないんですけど。

園木一博教育部長

御指摘の点、まず9月で厨房の契約の議決をいただきました。現実的には10月に入りまして厨房機器の仕様の決定作業に入ってきております。その間、御指摘ありましたように、12月では労務単価の見直しということで契約変更の手続で議決をいただいた現状でございます。

当然その間、厨房機器を中心に仕様の決定に伴う運用面での精査作業を進めていたのも事実でございます。

年明けまして、1月にやはり施設面、衛生管理の強化も含めて、設計の見直しを行おうということ、方針を決定しまして、協議も精査をしながら進めてまいってきております。

冒頭御挨拶でも申し上げましたとおり、本来ですと3月議会において、一定の御報告なりすべきところをできてなかったと。

一つは、やはり金額面での最終的な詰め作業等に時間を要したというのも事実でございまして、そういったものもあって、3月議会に御報告できなかった分については、本当に申しわけないというふうに認識をいたしておるところでございます。

結果的に数字固まりまして、協議をする中で、やはり6月議会ではとても、機を逸するという判断のもと、今回、臨時議会をお願いするような経過になった状況でございます。

御指摘のとおり、もう少しここら辺の事務作業をスムーズに進めておくべきだったというのは御指摘のとおりでございまして、そこは私ども深く反省すべきものという認識をいたしております。その点につきましては、本当に申しわけないと思っております。

以上でございます。

成富牧男委員

協議ずっとしたと言われましたけれども、特に甲7のやつで言うんですよ、さっき、また同じこと言いますけど、設計業者さんからそういう提案もあってたというふうに答弁されたと思うんですね。ただ予算の関係でと。

そしたら、もう既に必要性は確認されておるわけですから、言い換えればやむなくワンランク、私はその必要性の問題も納得しておりませんが、ワンランク落としてこういうふうなやつでしょうっていうふうにされたんでしょうから、もう契約が済んで確定したらすぐ、ああこれだけお金が余った、そしたらこないだ言いよったやつはこれできるやないかということで、すぐできる話だと思うんですね。だから私はそれについては納得、今の説明は納得できません。

それともう一点いいですか。

それと、甲8と甲9については、さっき申し上げたように配送計画との絡みが大きいと思います。

例えば、多分これは、ここんとはある意味ではわかるんですね。もちろんもっと早よからせんけんたいちゅうのは、それはもう言いたいですけど、実際しようってどうしようもなく、短時間でせないかんごとなった、だから能力のもっと大きいとして、短時間で炊飯ができるやつもせんといかんごとなったっていうことだと思うんですが、ただいま現在、この配送計画というのはどれぐらい詳細なのができてるんですか。

例えば、今、唯一、一つのシミュレーションができるケースというのは、田代小から弥生が丘に給食運んでるケースですね。ここでは9時、皆さん御存じのように配送するのは給食の中身だけやないですね。食缶とその中身だけやない。その前に9時30分ぐらいから、コンテナに食缶を、食缶じゃない食器を載せて2回ぐらい運ばにやいかんわけですね、午前中に。

そして、弥生が丘小に食器とかを用意しとって、はい最後に11時20分ぐらいから、ごめんなさい、11時20分ぐらいにでき上がりして、11時30分に積み込み完了して、11時30分から田代小出発して、11時40分に弥生が丘につくっていうのが、前いただいた資料だったと思うんですけど。間違うとったら、大体そんな感じですよ。

そして、帰りも当然、缶、だから、あとこの中で今言えてることは、いわゆる食器は1回で運びきらんものだから、2回で運んであるんですね。だからそういう大変さがある。

今のは、田代と弥生が丘の話ですけど、こういうのを今回のセンター計画の配送計画として、そこまで具体的とは言わなくても、もうちょっと出発時間、食器、食器の配送時間、到達時間とか、それに似せたような配送計画ちゅうのは今現在、提示できますか。

園木一博教育部長

現在配送計画に基づいて、いろんな仕様決定をいたしているところでございます、今の案として整理できてるものについては、一定御提示は可能かというふうに認識しております。

成富牧男委員

委員長、今の、あるということですので、ぜひその資料を提供を促していただきたいと思っています。

それから合わせでこのことについても、さっき申しあげましたように、センターの位置は平成24年の9月に決まってるわけですね。平成24年9月ですね。それから1年何カ月ですかね、1年半はもうたってますよね。

そういった時期にまだ、そういった時期にできてなくて、3月ぐらいまで待つてできてなくて、3月いっぱいにするということもできてなくて、ただいま現在があると思うんですけど。

本来これはもっと早くすべきだったっていうことはもう、何回言っても言い足りない、指摘し足りない内容ということも、つけ加えておきます。

国松敏昭委員長

ほかはございますでしょうか。

久保山日出男委員

今関連してずっと皆さん言われておりますけれども、要するに、最初の計画されたときの仕様書、それと、変化、変わりましたですね、今回。そのときの仕様書については、同一に載っておったのか、それとも新たな仕様書が提出されたのか。よろしくをお願いします。

当初の計画のときの仕様書の単価表があるでしょうし、それと今回の変更後の、当初から載っておったのか、仕様書が。その辺の確認をお願いします。

園木一博教育部長

当初の協議段階での仕様内容等については再度確認する必要がありますので、確認で今回お願いする部分が、本当に一番最初の協議の段階で仕様にあったのかどうかという御指摘かと思えますけど、それは申しわけございませんがちょっと確認をさせていただかないと、今この場で明確な御回答はできないというふうに考えております。

ただ、1月の段階で協議する中で、施設面の衛生管理の強化という視点で、最終的に最低どこまでは最低限手を入れたらいいのかということの視点で見直した内容が、こういう今回御提示させていただいてる内容でございますので、それは再度確認をさせていただきたいと思えます。

久保山日出男委員

それでは仕様書の確認をちょっと、後ほどお願いいたします。

国松敏昭委員長

ほかはよろしいでしょうか。

久保山博幸委員

プロジェクトをつくるに当たって、リーダーが当然その計画当初からいらっしゃると思うんですが、今現在、配送計画にしる、そのあたりを、大きな視点からとらえられるリーダーってというのはどなたかおられてらっしゃるんでしょうか。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

プロジェクトとしてチームを組み立てているわけではございませんので、プロジェクトリーダーという明確な位置づけはございませんが、この工事に関しまして、教育委員会内の責任ある立場といたしまして私、総務課長、それから、上司であります教育部長が主にリーダーの立場で、仕事させていただいているというところでございます。

以上でございます。

国松敏昭委員長

はい、よろしいですか、よろしいですか。

ほかはございますでしょうか。

成富牧男委員

それから先ほどお願いした進捗状況の中には単に工事関係だけやなくて、保護者との、保護者への説明会などで言われたですね、給食調理員の顔が見えないということに対して、いや大丈夫ですと、調理員が各配送車に同行いたしますというふうに答弁を言われてますし、私に対する答弁も、あえて言えば検討をしますというふうに言われてます。その問題。

それから、アレルギー食、それからアレルギー食に加えて刻み食、現行は少なくとも、それこそこれもセンターの、センター化するときの決まり文句が今の自校方式と同じかそれ以上のものを考えておりますということを常々、私たちに任せてくださいと、保護者の前で言われていたこともあります。

そういうことも踏まえて、そういうのはどうなってるのかというのは、非常に心配されてます。

それから業者さんが、食材業者さんがこれまでどおり納入できるのか。これまでどおりと言ってもハードルが高くなつては元も子もありませんので、その結果、私たちは納入をお願い、全然拒んでおりませんと、拒んでおられないんですけど、向こうがそりゃしきらんちゅうて断られましたちゅう話ではしゃれにもなりませんので、そういう問題ですね。

それからあと一つ、手づくり給食、これはもう一般質問の中で手づくりじゃないという、こねるのは手づくりじゃないということがはっきりいたしましたけど、これだけ大変な中で、今でも手づくり給食もやるというふうに明言できるのか。そこら辺も含めて。

今、一定ソフトの部分を中心に、これも含めて回答お願いします。

その進捗状況ですね、言うなら。ソフト部分の進捗状況、やるのかやらないのか、検討中

なのか。

国松敏昭委員長

時間を要するでしょ。(発言する者あり) うん、じゃ、ちょっと今外れていますね。(発言する者あり)

ちょっと今のは、成富委員にはお話しますが、付託案件とちょっと、若干違いがあると思います。その辺はどんなふうに執行部整理して答弁いただけるかわかりませんが。

どうでしょうか。

成富牧男委員

私は関連があると思って。

そしたら幾つか落とされてもいいですけど、例えば、従来考えていた対応では間に合わないから、炊飯時間を短くできるようにしたり、いろいろされていると思うんです。

さっき具体例も示して、朝9時半ぐらいから今現行の弥生が丘への配送始めてるわけですね。

だからそういうのも含めて、いろいろなもろもろのやつが、特に甲7、甲8、甲9の内容にかかわってきていると思いますので、質問いたしました。

ぜひ取り上げていただくようお願いします。

中村直人委員

資料の提出等も含めてあっていますから、そういった資料が出てきたところで再度質問をやるというような方向を、委員長のもとでやっていただきたいと思います。

国松敏昭委員長

はい。

今、中村委員よりお話しありましたように、執行部の資料提出を求めて、それで再度質問をさせていただきたいと。こうことでよろしいでしょうか。

〔「異議ありません」と呼ぶ者あり〕

はい。

質疑まだあるかと思いますが、昼食のために暫時休憩をし、1時10分から再開をいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時54分休憩



午後 1 時 7 分休憩

国松敏昭委員長

じゃあ、再開をいたします。

午前中資料提出をお願いしておりまして、今手元に届きました。

それでこれに対する、答弁か何かございますか。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

お手元に A 4 と A 3、それぞれ 1 枚ずつ資料お手渡し済んでおるとお思いますので、資料に沿いまして御説明をさせていただきました後に、久保山委員からの御質問いただいたりしました設計の当初からこの建築のメニューの確認ができていくかということについて御説明申し上げます。

まずセンターの工程表でございますけれども、若干抜けておりますが、4 月末現在の進捗率ということをお願いいたしたいと思っております。

建築工事の上から順に順を追って御説明申し上げますけれども、建築工事の外壁工事につきまして、現在お願いをしております光触媒工事等につきましては、5 月の下旬ということでございます。この光触媒塗布が終わりましての進捗率として 90%、4 月末の進捗率といたしまして外壁工事につきましては 80% という進み具合でございます。

同じく内装工事でございますけれども、現在はボード張り、それから E P-G 塗りといえますのは、従来計画しております塗装でございますけれども、それを進めておるところでございます。今回お願いいたしておりますものにつきましては、建具、それから化粧ボード、これ化粧ボードは化粧ケイ酸カルシウム板とお考えください。それから N A D 塗り、この 3 項目につきましては、5 月の下旬から 6 月の中旬にかけての施工ということでお考えいただきたいと思っております。建築工事につきましても同じく進捗率、4 月末現在で 80%。それから、5 月末で 90%、7 月末で 100% という段取りで進んでおるところでございます。

機械設備工事につきまして御説明を申し上げます。

現在給配水管の敷設を行っております。ボイラー、受水槽等につきましては、外部の設置ということも含めまして、6 月の中旬から 7 月の中旬までにかけて施工させていただくという段取りになっておるところでございます。工程表といたしまして 4 月末現在で 45% でございます。このボイラー、受水槽設置を見まして 95% の進捗率というふうにお考えいただきたいと思っております。

その他電気設備工事等を参考につけさせていただいておりますけれども、電気設備工事に

つきましては、4月末現在20%でございます。その他、内装等が整ってまいりました後に器具取り付け、受電、試験調整というふうに段取りを組んでまいります。

機械設備、それから電気設備それぞれに機器接続といたしておりますのは、設備に対して給配水管の接続、それから電気の配線の接続等がなされるというふうにお考えいただければよいかと思えます。

以上、工程表につきましても御説明を終わります。

それから、A3縦長の表を御参照いただきたいと思えます。配送計画のプランでございます。

現在我がほうで持っております2トン車をモデルといたしまして、現地を配送行程といたしまして走行したものをベースとして考えておるところでございます。

現在トラックの仕様といたしましては、3トントラックを3台、それから2トンを新たに1台、それから現行の2トンを1台、合計5台で配送計画を進めております。

上から順に1号車というものを例にとりまして御説明を申し上げます。

3トンの新規ということでお考えいただければと思えます。3トントラックには最大コンテナ6台収容することができます。1つのコンテナが風袋重量、全然物を載せずに、はかります重量といたしまして190キロぐらいになろうかというところの設計でございます。

1号車、鳥栖小・麓小ルートでございますけれども、給食センターを9時20分発、これには食器を積んでおります。食器につきまして、9時20分に出まして9時30分に鳥栖小着、それから9時50分には鳥栖小を出て約15分間で麓小着、10時25分に出まして、給食センターに10時35分着、給食センターで今度は食材を積み込みまして、同じく鳥栖小、麓小というふうにルートを考えております。

2号車以降は同様に御参考になっていただきたいと思えます。

また帰りと言いますか、午後のルートでございますけれども、同じく1号車を例にとりますと、13時50分に麓小を出ます。

このときには午前中と違いまして、麓小から食器と、それから空になりました食材が入ってございました容器を回収します。同じく鳥栖小に向かいまして、同じく空の容器、それから食器類を回収して給食センターに14時50分の着の予定というふうにプランをしておるところでございます。

2号車以降につきましても同様の説明とさせていただきますと思えます。

それから久保山委員より出ておりました、当初の設計の中に、この建築の今回の議案につきまして、盛り込まれておったかどうかというものの確認でございますけれども、これにつきましては、一番最初の提案、当初の設計の中には、この外壁それから建具類では、化粧ボ

一ド等を含めまして盛り込まれておるところでございますが、午前中の部長の説明にございましたように、予算の範囲内におさめるために、そのあたりを割愛してまいっているという経緯でございます。

以上、御説明とさせていただきます。

国松敏昭委員長

はい。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

失礼しました。

それから、成富委員より、質問が出ておりました納入業者その他につきましての御質問にお答えいたします。

納入業者の皆様方の取り扱いといたしましては、今年1月に現在学校給食に伴います契約のある納入業者との意見交換会を実施いたしております。

同じく2月に食材関係者すべての方と意見交換を実施いたしております。この内容といたしましては、食材規格のルール化、それから食材の納入業者の皆さんの資格について、協議を進めさせていただいております。

今年3月には、2回目の会議を受けまして、食材別に会議を実施しているというところがございます。青果物、それから肉と肉加工類、魚介類といった分け方になっております。

今後の予定といたしましては、5月21日、あさってでございますけれども、学校給食にかかわる食材の取り扱いということを整理して納入業者の皆様方に説明会を行う予定としております。この会につきましては、商工会議所様も同行、来ていただくようになっております。

続きましてアレルギー対策につきましてでございますけれども、本年4月から6月にかけて、現在の学校においてアレルギーを持つ児童との面談を実施しておるところでございます。

現在アレルギーの品目、それから対応品目、対応の提供食のあり方について検討を進めておるところでございます。

今年4月現在で実質アレルギーを持つ児童として確認されておられます児童の数が84名というふうに承っております。その対応品目が26品目にわたるといった、調査が上がってきておるところでございます。

現在の検討中の変更点といたしまして主なものにつきましては、段階的な除去を完全除去とするかどうか、それから野菜類の取り扱いをどうするといったものについて、検討を加えていっているところでございます。

今年6月の上旬には給食センター稼働後アレルギー対応の取り扱いについて整理を行いまして、6月中旬から保護者説明会、個別等を開催させていただきたいという予定をしてお

るところでございます。

それから手づくり給食についてでございますけれども、当初の計画どおり3本立てによります給食センターにおける給食実施で、現在行っておりますような手づくりの給食が実施可能であると考えておるところでございます。

供用開始後の献立を現在検討させていただいておりますので、手づくりのレベルにつきましては段階的に対応することを予定しておるところでございます。

それから実施体制につきましてでございますけれども、仕入れから調理、配送、回収、洗浄、そういった一連の工程におけます学校保健員につきまして、6月上旬をめどに、どういった配置にするかというところを検討する予定としておるところでございます。

また学校給食運用に伴います献立委員会、それから物資等の選定委員会につきましては、現在検討させていただいております。

以上、口頭になりましたけれども、4項目、回答とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

国松敏昭委員長

ただいまの資料提出とともに今説明をお受けいたしました。

これに対して意見がございましたら。

[発言する者なし]

いいでしょうか。

[発言する者なし]

いいですか。

そしたら、ほかにもございますでしょうか。

柴藤泰輔委員

午前中の説明の中ですね、入札後に仕様が変更になったという、と言われたと思うんですけど、なぜその入札後に仕様が変わったかっていうのをちょっとお聞かせください。

園木一博教育部長

仕様の変更につきましては、設計委託、基本設計、実施設計を委託する設計業者との協議の中で変更させていただいたと。

当初、先ほど御説明させていただきましたように、給食センターとして、あるべき姿という形で提案をいただいた内容を、基本的に予算内で結局工事発注の整理を行うという、その協議の中で仕様の変更やっていたと。要は、当初御提案いただいた内容では予算に収まらないということで、仕様内容を見直す必要があったということから仕様の変更を行ってございまして、入札後については、今回御提案している内容が初めてでございます。

国松敏昭委員長

いいですか。

柴藤泰輔委員

じゃ検討した結果、今回の形で予算内でおさまるようになったということですかね。

園木一博教育部長

今回御提案させていただいてる契約の変更につきましては、継続費で予算を決定いただいております予算の中にはおさまっているということで、新たに予算の追加等をお願いするものではないということでございます。

以上でございます。

柴藤泰輔委員

そうなりますと、例えば前の話なるんですけど、例えば給食、今米飯食が週3回であれば、30釜で足りるて、変更しなくても間に合うということで考えていいんですかね。

園木一博教育部長

現実的に当初予定しております時間30釜の炊飯設備能力でいきますと、2献立、週3回の米飯でいきますと、当然、対応とれます。

今回お願いしてるのも基本的に対応はとれるんですが、あくまで炊飯に時間を余りにも要し過ぎると。要は、3献立、週4回の米飯給食を実施したいということで方針決定した後、運用面も整理をさせていただく中で、どうしても米飯に要する時間がかかり過ぎるということから、能力を時間30釜から40釜へ能力を上げさせていただきたいというお願いでございます。

国松敏昭委員長

よろしいですか。

ほかございますでしょうか。

成富牧男委員

ちょっと今のに関連してですけど、当初設計の中に盛り込んであったということで、予算に入らんやったから落としたちゅうところまでいいですかね。

そいで、今継続費の枠内には入ってるというふうに言われましたけど、当初予算の中ではどんなですか、その辺。いわゆる執行残と今度のこの額を比べた場合。

国松敏昭委員長

整合性があるかどうか。

成富牧男委員

その執行残の範囲内なのかどうか、その額が。

園木一博教育部長

今回お願いしてる分も含めまして、継続費でお願いしている予算の中に十分おさまっている金額内容ではございます。

成富牧男委員

継続費と言っても、当初のそのときの、例えば、甲第7号議案、7号の契約ですね、に係る予算ですよ。

予算、その予算に入らなかった部分、入らん、予算全体に入らん、仕様書どおりやったら、向こうの提案どおりやったら、それ予算が予算に入らんちゅうことやったんでしょ、さっきの説明では。その予算で、その結果執行残が出てくるやないですか。その執行残、というか、最初の盛り込んだところの予算と現在の変更後、増額した分、増額、そこんところはどうか。

その当初予算で、本来であれば予算に入れば入れたいと思ってた額と、今の変更後の額との、照合した場合、どっちがどうなんですか。その中にも入ってるということですか。その枠内に入っているちゅうことですか。

園木一博教育部長

継続費でおいただきました予算の中に、当然予定価格設定する際に、入札を行う予定価格設定する際には、当然、予算額内でおさめておりますので、その後、入札による落札減等も含めて、全ておさまっている状況でございまして、今回変更でお願いしている分の変更契約をさせていただいた後でも当初決定いただいた予算額の中におさまってる状況です。

国松敏昭委員長

いいですか今の。

成富牧男委員

そうすると、やはりどうしてそんなに長く、もう当初から予定されていたにもかかわらず、この期に及んだのかちゅうのがやっぱり解せないんですよ。

いろいろ協議してたって言われましたけれどももしそれ、それだけ協議を要する内容があるのであれば、教えてください。

その協議を、もう既に当初予算が決まった時点、あるいは契約をするために、入札をするために、設計を積み上げた時点の、もうその時点で大体必要性も、本来はこれが欲しいんだよちゅうのがもう決まっちゃったわけですね。本来はこれは欲しいけど、予算がないから落としました、ごめんねということで、変更前、今言われてる現行の仕様で進められたわけですよ。そこまでいいですかね。詰めてたわけですよ。

ていうことは、本来はこうしたほうがいばってんというのは、もう、いつの時点で決ま

ってたんですか。私が言うよりも、いつの時点で決まっていたんですか、それは。

園木一博教育部長

もともと7月に工事関係、臨時議会で議決いただきまして、その後工事発注をさせていただきました。

で、それについては、当然、設計仕様等も決定した上で、入札において契約締結をしておりますので、当然その仕様を基本に工程会議等で工事進行管理等を行ってきたのが現場の事情です。

それともう1点が、9月に厨房関係の入札の、入札結果契約の議決をいただきました。合わせまして10月からこの厨房機器の仕様、運用面の精査もしていきながら厨房機器の仕様の協議を重ねていっていたのが実情です。

その中で、今後の給食センターの計画そのものについて、当初予定どおり進めるのか、内容等さらに精査して、最小限必要な部分については、契約変更をお願いしてでも仕様変更を行うのかという方針を、1月下旬に決めたというのが実情です。

その間、厨房の仕様ですとか、運用面の仕様ですとか、こういったものがまだまだ決まらなかってなかった実情もありまして、これに相当の時間を要したことについては、午前中でお答えしましたとおり、おわび申し上げるしかございませんけれども、それなりに時間を要しながら協議をしてきた結果が今回の御提案ならざるを得なかったということでございます。

成富牧男委員

私最初から言ってますけど、今のは何か3議案まとめてちょっと説明されましたけど、私が言ってるのは、最初の第7号ですよ。

第7号について、今の話、さっきからの説明であれば、もう、予算化する時点で、本来は今の変更後の仕様でやりたいけれども、予算に入らないので落とすという話でしょ。落として、予算化して入札にかけたという話ですよ。

園木一博教育部長

当初の設計段階では確かに仕様を外させて契約いただいた状況でございます。

で、繰り返しになりますけれども、やはり食中毒対策の強化を行いたいということから、建築については、設計変更をお願いしてでも施設面の安全対策を強化したいということ、1月下旬に方針決定をし、設計の見直しをしたという実情ですということでございます。

以上です。

成富牧男委員

重ねて申し上げますけれども、8号と9号ですかね、甲議案については、何となく、計画が遅過ぎたと。本来は、もうちょっと早くすればもっと早くできたんじゃないかっていうの

は思います。

ただこの7号議案については、今認められてるように、既に発注のときには本来はこうしたいちゅうのが決まっていたわけでしょう。ところが予算不足のためにそれはしなかったと。しかし、それが落札した段階で、例えば本契約は去年の、平成25年の7月23日ですか。平成25年7月23日で議会の議決を得た後、余った金もあると、余った金これだけ余つとると。これだけ余つとると。そしてそれがさっき言われたように予算の中にも入つとると。それから継続費の全体の中にも入つとるということであれば、どうして、例えば9月議会でも、本来こうあるべきだっていうことはもう結論がもう先に出てるわけですから、何で9月、そして12月にならなかつたんですかって言い、そこんところをちょっと、私たちが、私たちちゅうかほかの方わかりませんが、私が納得できるように御説明お願いできませんかと言ってるんです。

園木一博教育部長

繰り返しになるかと思えますけれども、原因としては衛生管理の強化ということで、昨今の、一つは、国のほうが昨年のノロウイルスの食中毒の事案の多発状況を受けて、大量調理マニュアルの改正、これは施設面の指摘等はございませんけれども、運用面の改正がなされてるのと、年明けまして1月になりまして、厚生労働省の通達の中で、やはり清掃、それから消毒の徹底といった安全対策の強化というのが、文書通知がなされた現状ございます。

こういった食中毒対策の部分だけでも、やはり設計変更をして、今回建設します給食センターに対して、施設面の衛生管理の強化の対応をとりたいということから、判断をいたしたのが年明け1月以降になったという現状でございまして、あくまで入札残があるからやろうというのを早目に決めたということではなくて、これまでの時間経過の中で衛生管理の強化を図りたいという判断のもとで変更させてもらうという判断をしたのが、年明けの状況でございました。

あわせて、今回、時間がおくれて3月議会に御説明もできなかった部分につきましてはです、おわび申し上げるしかございませんけれども、今臨時会に御提案をさせていただくことになったというのが経過でございます。

以上です。

成富牧男委員

再度申し上げますけれども、7号以外のあと8、9号について、その結果、7号に影響している、7号も、例えば会派代表者への説明ですかね、あれによると能力を、時間短縮するために能力を上げないかんで、だからいわゆる米飯の上がる時間を短縮するためには、2番目のいわゆる第8号議案についても、変更を余儀なくされたと。それはそれなりに時期の間

題は別にして、わかると言ってるんですよ。

ただ一番目の難題7号議案がですね、何度も言いますけど、7月23日に決まったら、ああよかったと。これで、お金も十分確保できるとその結果。議会の議決も得たと。

そしたら、もう最初、当初業者さんからも提案されとったやり方で、すぐ補正にしましょうねとかいう話に何で、それとか議決を受けろねとかいう話に何でならなかったんですかちゅうのをさっきから、さっきのいろいろ協議しましてちゅう説明では納得できないんですよ。

それと、それちょっとまずはっきりしたいですけれども、それ以上の答えがないならもう私ここで質問やめますけど、この件については。

園木一博教育部長

経緯といたしましては、先ほどもありましたように、判断が1月下旬になった、衛生対策の強化を図りたい、それ以前の、8号、9号の議案の関連でございますけれども、厨房機器も含めて、運用面の仕様等が一定精査をしてくる中で、仕様内容等の変更も必要になってくるというのを合わせて、最終的に建築についても衛生管理の強化を図った変更と一緒に今回契約変更をすることで御提案させていただいて、お願いをしたいということで、方向性としては、それまでの協議も踏まえたところで建築については施設面の衛生管理の強化を図るという判断を1月下旬にさせていただいたのが、事の始まりですという状況でございます。

成富牧男委員

今の説明でも納得いきませんが、さらに、さっき部長みずから言われましたけれども、衛生管理基準で特に施設の問題で、こういう、例えば光触媒の外壁にしてくださいとか、そういうのは具体的な通知は何もあってないわけですかいね。何もあってないんですよ。

だから、それとあと一つ、言っておられますけど、昨今のノロウイルスって、これもう前から言われとったことでしょう、O157等含めて。だからそれをまた理由で、取ってつけたように言われるからますます何でかいなて。

しかもその内容を聞いたら、ノロウイルスとは、特に外壁の、外壁では明らかに私たちでもわかるような、どうしてその外壁とノロウイルス、光触媒するのがノロウイルスと関係あるのか、どっちかといえば、清掃、維持管理の費用の面でひょっとしたら、少し安く上がるかもしれんみたいなそんな話にしか聞こえてこないんですよ。ここの書いてある衛生管理の強化、そういう、そういうこととは、余りに私は結びつかないですよ。

その2点について、私は今の説明ではなかなか納得できません。

以上です。

国松敏昭委員長

ほかよろしいでしょうか。

久保山博幸委員

1点、お伺いしますけれども、炊飯設備の時間30釜が40釜になるということで、これ施設のスペース的な問題は問題ないんですか。

園木一博教育部長

スペース的には現有スペースの中で確保できてるということで、スペース的な問題は発生しないということで確認とれております。

国松敏昭委員長

いいですか。

久保山博幸委員

もう1点お尋ねしますけれども、先ほどプロジェクトリーダー的な存在はという質問させていただいたんですが、本意とするところは要するにアドバイザーっていうかな、一連のアドバイザー、今後も食育、特に今話に上がってないですけど、食育という問題もあると思うんですよね。センター化による食育、自校方式のデメリットですよね。それを、どうそのセンター化になった場合も、補っていくか。

その辺の一連のアドバイザー的な、だから今回の仕様変更についても、やっぱりその辺の指針があっただからだと思うんですよね。やはりそのノロウイルス対策、何を今選択すべきか、それはもうこういうプロジェクトですから、その時々でいろんな課題が出てくると思うんですが、そういう時々の判断ですよね、判断をしてくれるアドバイザー的な方は今おられるのか、今後また継続的にそういうアドバイザー的なことがかかわるようなこと考えておられるのかですね。

園木一博教育部長

プロジェクトを技術面からサポートいただくようなアドバイザー的な方は、これまでもちよっと任用はお願いした経緯はございません、現状としては。

ただ、1点、いよいよ9月の本番稼働に向けて特に運用面を中心に民間の事業者さんあたりのサポートあたりが、運用の仕方、運用面を特に含めて、それと施設の、実際の運用面考えたとき動かし方も含めて、こういったものでサポートいただけないかということで、今内部で検討しているのは事実でございます。

国松敏昭委員長

いいですか。はい、ほかはございませんですか。

成富牧男委員

これさっきの冒頭の私に対する回答の中で一つ抜けてたと思うんですけど、調理員の同行

の話、それについても、答弁を求めたいと。

調理員の各学校への配食時の同行について、これも口頭で構いませんので。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

成富委員からの御質問でございますけれども、今のところ、この配送計画の中にはそのような考え方でプランを作成させていただいているところでございます。

以上でございます。

国松敏昭委員長

今の回答でいいですか。

成富牧男委員

今のも含めてですけど、これらのやつ、最初言いましたように当初は3月末に出し、一定の検討した結果、めどを置いてますという答弁が、委員会なり議会なりであってると思いますが。

だから今のところめどちゅうのは大事だと思うんですけど、いつごろを考えてあるんでしょうか。特にソフトの関係、さっきこれはこっちでもらいましたからね。ハードの部分については、建築関係については。

そこら辺のめどをどれぐらいに置いてあるのかですね。

白水隆弘教育部次長兼教育総務課長

先ほど口頭での御回答の中に申し上げましたが、6月上旬をめどにですね、その他運用に伴いますものにつきましては、整理をさせていただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

はい、どうも失礼しました。

私がちょっと聞き逃してました。

国松敏昭委員長

いいですか。

ほかございますでしょうか。

下田 寛委員

議案甲7の部分ですね。

もう1回確認しておきたいんですけど、要はこれはノロウイルス対策だと、食中毒対策だという話だと思うんですけども、先ほどの成富議員の話とも少しかぶるところあるんですけども、これ実際、食中毒の原因になる部分というのはもしかすると食材であったりとか、部屋の中ではなくてその、何か壁を伝って水が落ちてきたとか、そういったところが原

因になる可能性高いんじゃないかと思うんですけども、実際、光触媒にした部分でどの程度強化されるのかという部分を知りたいんですが、室内を強化することによってどの程度そういう食中毒を防げる効果になるのか。

もう一回教えていただけないでしょうか。

園木一博教育部長

外壁の光触媒塗装は、技術的な部分は先ほど白水課長のほうから御報告をさせていただいたかと思いますが、基本的に外壁に異物等の付着がないというのと、もう一つ、現地含めて防カビ性が非常に高い、カビの発生を抑えることができるというのと、当然調理現場ですから、室内と室外は空気の出入りがありますということで、要は室外からの異物も含めた混入をできるだけ防止しようというのが、外壁の今回の光触媒の塗装をすることによって可能になると。

あわせて、その塗装塗材の耐久性も非常に高いもんですから、通常の塗装よりも長くもつというのも含めて、今回、外壁については光触媒塗装を施させていただきたいと。

内壁等について先ほど下田委員おっしゃるように、基本的に人からの感染と、特に、大量調理マニュアルでは、床から1メートル並びに手がさわるところについては、洗浄並びに消毒等の撤去を行うようにというような、施設面の指摘等もございます。

そういった面から、当然洗浄は、洗浄・消毒を強化するというのは運用面で当然やるべきことということで判断をしております、それをやることによって、やはり塩素系の消毒等を行いますと部材、塗装等も含めて劣化が進むということから、施設面での劣化防止のを含めて耐薬品性に強いような塗材ですとか、部材等に変更させていただきたいと。

そういうことによって結果的に衛生管理の強化につながっていくという認識のもとに、今回お願いしてるという状況でもあるということだけつけ加えをさせていただきたいと思えます。

国松敏昭委員長

ほかはございせんね。

よろしいですね。

[発言する者なし]

それでは質疑を終わります。



国松敏昭委員長

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

採 決

国松敏昭委員長

これより採決を行います。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

議案甲第7号 工事請負契約の変更について

国松敏昭委員長

まず、議案甲第7号工事請負契約の変更について採決を行います。
本案は原案のとおり可決することに御異議はありませんでしょうか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決をいたしました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

議案甲第8号 工事請負契約の変更について

国松敏昭委員長

次に議案甲第8号、工事請負契約の変更について採決を行います。
本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

議案甲第9号 財産（厨房機器）の取得の変更について

国松敏昭委員長

次に、議案甲第9号 財産（厨房機器）の取得の変更について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案原案のとおり可決をいたしました。



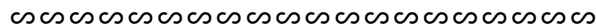
国松敏昭委員長

以上で、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。



国松敏昭委員長

以上で、平成26年5月臨時会総務文教常任委員会を閉会いたします。

午後2時2分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務文教常任委員長 国 松 敏 昭

